

## ○御嵩町行政境界の確認申請事務取扱要領

令和2年7月9日

訓令甲第41号

(趣旨)

第1条 御嵩町と隣接市町との境界（以下「行政境界」という。）の確認は、法令に別段の定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(行政境界の確認依頼)

第2条 行政境界の確認を申請しようとする者又はその代理人（以下「申請者等」という。）は、行政境界確認申請書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 地積測量図の写し
- (4) 関係地一覧表
- (5) その他町長が必要と認める書類

(立会いによる行政境界の確認)

第3条 町長は、前条の行政境界確認申請書を受理したときは、職員を現地に派遣し、隣接市町の職員、測量士及び当該行政境界について利害関係を有する全ての者（以下「利害関係人」という。）の立会いの下、公図及び土地台帳等に基づき行政境界を確認する。この場合において、やむを得ない理由で立ち会えない利害関係人は、確認後の行政境界について承認したものとみなす。

2 前項に規定する行政境界の確認に立ち会う者に対する連絡調整は、申請者等が行うものとする。

(行政境界図の提出)

第4条 申請者等は、行政境界立会確認が終了したときは、利害関係人全員の承諾書を添えて境界確定測量図を2部、町長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第5条 行政境界の確認に係る費用については、申請者等の負担とする。

(行政境界確認済証明)

第6条 申請者等は、当該行政境界について確認済みであることの証明が必要な場合には、行政境界確認済証明申請書（別記様式第2号）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 境界確定測量図
- (2) 確認写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

行政境界確認申請書

年 月 日

御嵩町長 宛て

申請者 住所  
氏名  
電話

代理人 住所  
氏名  
電話

下記の土地に係る行政境界について関係書類を添えて確認を申請します。

記

1. 土地の所在 番 との境界

2. 申請理由

- 地図訂正  地積訂正  
 筆界確定  
 その他（ ）

3. 添付書類

- 位置図 確認地のわかる地図に確認地を明示すること。  
 公図の写し 法務局の原本の写しに、確認地を赤色で示し、謄写年月日を記入すること。  
 地積測量図の写し 確認地や、その隣接地、対側地の地積測量図がある場合は、その写しを添付すること。  
 関係地一覧表 確認地及び隣接地の所有者などを、法務局で調査・記入すること。（要約書可）  
 委任状 代理人申請の場合は、委任状を添付すること。

確認実施希望日時 年 月 日 午前・午後 時 分

※注意※

利害関係人への立会い依頼は、申請者で行ってください。  
境界確定後に、境界確定承諾書及び境界確定測量図を提出してください。

別記様式第2号（第6条関係）

行政境界確認済証明申請書

年 月 日

御嵩町長 宛て

申請者 住所  
氏名  
電話

代理人 住所  
氏名  
電話

下記の土地における 市・町と御嵩町との行政境界については、添付書類  
のとおり確認済みであることについて証明願います。

記

1. 土地の所在 番地 との境界
2. 現地確認日 年 月 日
3. 添付書類
  - 境界確定測量図
  - 確認写真
  - 委任状 ※代理人の場合
  - その他（ ）

上記については、別添測量図のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

御嵩町長